

品川区公害健康被害の補償等に関する法律の実施に係る文書料支出要綱

制定	昭和50年9月5日	区長決定
改正	昭和61年3月29日	要綱第10号
	昭和63年2月29日	要綱第7号
	平成元年3月28日	要綱第15号
	平成3年4月1日	要綱第33号
	平成9年5月1日	要綱第62号
	令和元年9月11日	要綱第299号

(目的)

第1条 この要綱は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）の規定に基づく認定、障害の程度の決定および補償給付の支給決定に際し必要な審査資料または添付書類等の文書の料金（以下「文書料」という。）について、支出基準を定め、あわせて当該文書料を負担した者に対する補助金の支出基準を定めることにより、公害健康被害補償事業の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(支出の対象となる文書および支出の目的)

第2条 支出の対象となる文書は、別表第1欄に掲げるものとし、同表第2欄に掲げる目的で支出するものとする。

(請求者および補助対象者)

第3条 区長に対し、文書料を請求できる者または文書料の負担に対する補助金（以下「文書料補助金」という。）を請求できる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第3欄に掲げる者とする。

第4条 文書料または文書料補助金は、別表第4欄に掲げる支出の要件に該当する場合に支出するものとし、支出金額は同表第5欄に掲げる額とする。

(請求および支出の方法)

第5条 文書料または文書料補助金は、別表第6欄に掲げる方法により請求し、同表第7欄に掲げる方法により支出するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、昭和50年9月5日から施行し昭和49年11月30日から適用する。
- 2 昭和50年4月1日以降すでに支出した主治医診断報告書に係る文書料については、その支出金額が第4条で規定する金額に満たない分についてのみこの要綱を適用するものとする。

付 則

この要綱は、昭和51年6月1日にさかのぼり適用する。

付 則

この要綱は、昭和51年11月1日にさかのぼり適用する。ただし、診療報酬請求明細書および公害調剤報酬明細書のうち昭和51年9月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日にさかのぼり適用する。

付 則

この要綱は、昭和52年11月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書および公害調剤報酬明細書のうち昭和52年9月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書の昭和53年3月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書の昭和54年3月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書の昭和55年3月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書の昭和56年3月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。ただし、診療報酬請求明細書の昭和58年3月以前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和63年3月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。ただし、医学的検査結果報告書、主治医診断報告書、認定死亡患者主治医診断報告書、認定更新および障害程度に関する主治医診断報告書、リハビリ参加者主治医意見書、および転地療養参加者主治医意見書の平成元年3月以前の役務の提供完了に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

別 表

1 支出の対象 となる文書名	2 支出の目的	3 補助対象者 または請求者	4 支出の要件	5 支出金額	6 請求方法	7 支出方法	8 備 考
A 診断書、病 状証明書およ び死亡診断書	被認定者また はその遺族等 の診断書料も しくは病状証 明書料または 死亡診断書料 の負担に対す る補助	法第4条第1 項第5条第1 項または第6 条の規定に基 づく被認定者 もしくはその 養育者または 被認定者もし しくは認定死 亡者の遺族等	次に該当する 場合に支払う ものとする。 公害健康被害 の補償等に関 する法律施行 規則 昭和49 年総理府令第 60号（以下 「規則」とい う。）第1条 第2項第2号 、第5条第2 項第1号、第 6条第2項第 1号、第23 条第2項第1 号、第24条 第2項第1号 、第26条第 2項、第28 条第2項第1 号、第29条 第2項第1号 、第36条第 2項第1号ま たは第37条 第2項第1号 の規定に基 づく医師の診 断書、病状証 明書または死 亡診断書を提 出し、法の規 定に基づき認 定され、また は支給決定さ れたとき。	1件につき1 000円。ただ し、現に要し た費用の額を 超えないもの とする。	「診断書料 補助金請求書 」（別紙様式第 1号）を区長 に提出するも のとする。	請求者の指 定する振込 口座に振込 むものとし る。	
B 医学的検査 結果報告書	医学的検査結 果報告の作成 に対する報償	医学的検査を 実施した医療 機関の代表者	次の各号の一 に該当する場 合に支払うも のとする。 1. 法第4条 第1項、第5 条第1項もし しくは第6条 または第8条 の規定に基 づく認定審査 に際し、医学 的検査結果報 告書を提出し たとき。 2. 法第25 条第1項もし しくは第28 条第1項もし しくは第4項 または第39 条第1項もし しくは第3項 の規定に基 づく障害の程 度の審査に際 し、医学的検 査結果報告書 を提出した とき。	1件につき5 00円に「消費 税法第29条 および地方税 法第72条の 83に定める 税率を乗じて 得た額の合計 額」を加えた 額。 ただし、区長 が特に認め るときは、1 件につき200 0円に「消費 税法第29条 および地方税 法第72条の 83に定める 税率を乗じて 得た額の合計 額」を加えた 額とする。	医学的検査 料の請求に際 し、合わせて 請求するもの とする。	請求者の指 定する振込 口座に振込 むものとし る。 ただし、国 公立病院 その他公共 的医療機関 にあっては 所定の納入 告知書また は納付書に より支払う ものとし る。	医学的検査 の実施に関 する委託契 約を締結す る。

1 支出の対象 となる文書名	2 支出の目的	3 補助対象者 または請求者	4 支出の要件	5 支出金額	6 請求方法	7 支出方法	8 備 考
C 主治医診断 報告書および 認定死亡患者 主治医診断報 告書	主治医診断報 告書および認定 死亡患者主治医 診断報告書の作 成に対する報償	被認定者の主 治医が所属する 医療機関の代表 者	次の各号の一に該当する場合に支払うものとする。 1. 法第25条第1項もしくは第28条第2項もしくは第4項または第39条第1項もしくは第3項の規定に基づく被認定者の障害の程度の審査に際し規則第19条第2項もしくは第20条第2項もしくは第22条第2項または第31条第2項第1号もしくは第32条第2項第1号もしくは第34条第2項に規定する認定疾病に係る障害の状態に関する医師の診断書（以下「主治医診断報告書」という。）を提出したとき。 2. 法第29条第1項もしくは第2項または第35条第1項もしくは第2項の規定に基づく被認定者または認定死亡者の死亡原因の審査に際し法第43条の規定に基づく他原因の参酌に関する医師の診断書（以下「認定死亡患者主治医診断報告書」という。）を提出したとき。	1件につき3700円に「消費税法第29条および地方税法第72条の83に定める税率を乗じて得た額の合計額」を加えた額。 ただし、国公立病院に係る分については3700円以内の額に「消費税法第29条および地方税法第72条の83に定める税率を乗じて得た額の合計額」を加えた額とする。	主治医診断報告書または認定死亡患者主治医診断報告書の提出をもって文書料の請求があったものとみなす。	請求者の指定する振込口座に振込むものとする。 ただし、国公立病院その他公共的医療機関にあっては所定の納入告知書または納付書により支払うものとする。	
D 公害健康被害認定患者の認定更新および障害程度に関する主治医診断報告書（以下「認定更新用主治医診断報告書」という。）	被認定者の認定更新および障害程度の判定に係る主治医診断報告書の作成に対する報償	被認定者の主治医が所属する医療機関の代表者	次に該当する場合に支払うものとする。 法第8条第1項および第2項の規定に基づく認定の更新の審査に際し、主治医が認定更新用主治医診断報告書（別紙様式第3号）を提出したとき。	1件につき4700円に「消費税法第29条および地方税法第72条の83に定める税率を乗じて得た額の合計額」を加えた額。 ただし、障害程度の判定に関する部分の記載のないものは、1件につき3700円に「消費税法第29条および地方税法第72条の83に定める税率を乗じて得た額の合計額」を加えた額とする。	認定更新用主治医診断報告書の提出をもって文書料の請求があったものとみなす。	請求者の指定する振込口座に振込むものとする。 ただし、国公立病院その他公共的医療機関にあっては所定の納入告知書または納付書により支払うものとする。	

1 支出の対象 となる文書名	2 支出の目的	3 補助対象者 または請求者	4 支出の要件	5 支出金額	6 請求方法	7 支出方法	8 備 考
D1 リハビリ テーション (水泳、ぜん 息体操、かん ふうまさつ) 教室参加につ いての主治医 の意見書(以 下「リハビリ 参加者主治医 意見書」とい う。)	リハビリテー ション参加に係 る主治医意見書 の作成	被認定者の主 治医が所属する 医療機関の代表 者	次に該当する場合に支払うものとする。 法第46条第1項の規定に基づき実施するリハビリ テーション教室に参加する資格を有する者に関し、主 治医が「リハビリ参加者主治医意見書」を作成したと き。	1件につき2 500円に「消 費税法第29条 および地方税法 第72条の83 に定める税率を 乗じて得た額の 合計額」を加え た額とする。	「リハビ リ参加者主 治医意見 書」(別紙 様式第4 号)の提出 をもって文 書料の請求 があったも のとみな す。	請求者の 指定する振 込口座に振 込むものと する。 ただし、 国公立病院 その他公共 的医療機関 にあっては 所定の納入 告知書また は納付書に より支払う ものとする。	
E 診療報酬請 求明細書	診療報酬請求 明細書の記載お よび送付等に係 る事務手数料に 対する補助	被認定者に係 る公害診療を実 施した医療機関 の代表者。ただ し国公立病院を 除く。	次に該当する場合に支払うものとする。 法に基づく被認定者の指定疾病の診療に関し公害医 療機関の診療報酬の請求に関する総理府令(昭和49 年総理府令第64号。以下「府令」という。)の規定 に基づく公害診療報酬請求明細書を提出したとき。た だし非公害医療機関にあっては、診療報酬請求明細書 を提出したとき。	1件につき50 0円に「消費税法 第29条および地 方税法第72条の 83に定める税率 を乗じて得た額 の合計額」を加 えた額。 ただし、非公害 医療機関にあって は、1,251円に 「消費税法第29 条および地方税法 第72条の83に 定める税率を乗 じて得た額の合 計額を加えた額」 の10円未満を切 り上げた額とす る。	公害診療 報酬請求明 細書の提出 をもって補 助金の請求 があったも のとみな す。	公害診療 報酬の支払 額に加算し て、請求者 の指定する 振込口座に 振込むもの とする。	

1 支出の対象 となる文書名	2 支出の目的	3 補助対象者 または請求者	4 支出の要件	5 支出金額	6 請求方法	7 支出方法	8 備 考
F 診療実日数 証明書	療養手当の請求に係る診療実日数証明書料の負担に対する補助	被認定者またはその養育者もしくは遺族等	次に該当する場合に支払うものとする。 法第40条の規定に基づく療養手当の請求に際し、規則第35条第2項の規定に基づき療養を受けることを要した日数の証明書を提出したとき。	1件につき1000円。ただし、現に要した費用の額を超えないものとする。	診療実日数証明書の提出をもって補助金の請求があったものとみなす。ただし、公害診療報酬請求明細書または診療報酬請求明細書の診療実日数欄に記載があるときは、証明書の提出を省略できるものとする。	療養手当の支払額に加算して、請求者の指定する振込口座に振込むものとする。	
G 診療内容証明書	療養費の請求に係る診療内容証明書料の負担に対する補助	被認定者またはその養育者もしくは遺族等	次に該当する場合に支払うものとする。 法第24条第1項または第2項の規定に基づく療養費の請求に際し、規則第18条第2項の規定に基づき診療等の内容の証明書を提出したとき。	1件につき1000円。ただし、現に要した費用の額を超えないものとする。	診療内容証明書の提出をもって、補助金の請求があったものとみなす。	療養費の支払額に加算して請求者の指定する振込口座に振込むものとする。	

1 支出の対象 となる文書名	2 支出の目的	3 補助対象者 または請求者	4 支出の要件	5 支出金額	6 請求方法	7 支出方法	8 備 考
H 公害調剤報酬 明細書	公害調剤報酬 明細書の記載お よび送付等に係 る事務手数料に 対する補助	被認定者に係 る公害調剤を実 施した薬局等の 代表者。ただ し、国公立病院 を除く。	次に該当する場合に支払うものとする。 法に基づく被認定者の指定疾病の診療に関し、府令 の規定に基づく公害調剤報酬明細書を提出したとき。	1件につき25 0円に「消費税法 第29条および地 方税法第72条の 83に定める税率 を乗じて得た額 の合計額」を加 えた額とする。	公害調剤 報酬明細書 の提出を もって補助 金の請求が あったもの とみなす。	公害調剤 報酬の支払 額に加算し て、請求者 の指定する 振込口座に 振込むもの とする。	
I 「転地療養 事業」参加に ついての主治 医の意見書 (以下「転地 療養参加者主 治医意見書」 という。)	転地療養参加 者に係る主治医 意見書の作成に 対する報償	被認定者の主 治医が所属する 医療機関の代表 者	次に該当する場合に支払うものとする。 法第46条第1項の規定に基づき実施する転地療養 に参加する資格を有する者に関し、主治医が「転地療 養参加者主治医意見書」を作成したとき。	1件につき2 500円に「消費 税法第29条 および地方税法 第72条の83 に定める税率を 乗じて得た額の 合計額」を加 えた額とする。	「転地療 養参加者主 治医意見 書」(別紙 様式第2 号)の提出 をもって文 書料の請求 があったもの とみな す。		